

平成18年度 都市計画審議会 会議要旨

日時	平成18年10月30日(月) 14:30~15:30		
会場	北館4階 教育委員会室		
出席者	<p>会長 森津秀夫</p> <p>委員 中尾秀夫, 平山京子, 内田敬, 田中みさこ, 近藤誠人, 中島健一, 幣原みや, 田原俊彦, 平野貞雄, 松木義昭, 山本清二, 姉川昌雄</p> <p>事務局 助役, 技監, 都市計画担当部長, 都市計画担当次長 下水道・下水処理場担当次長, 下水道処理場長 まちづくり・開発事業担当課長, 都市計画担当課長 都市計画課課長補佐, 下水道課課長補佐, 都市計画担当主査 下水処理場主査, 都市計画課係員, 建設部総務担当次長 建設部総務課課長補佐, 建設部総務課係員</p>		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>		
傍聴者数	1 人		

内容

1 議題

(1) 諮問事項

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定)新浜住宅地区地区計画の決定 諮問第36号
 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)下水道の変更(芦屋市決定)公共下水道の変更 諮問第37号

(2) 説明事項

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の決定(芦屋市決定)南芦屋浜地区地区計画の変更

2 審議

(1) 諮問事項

諮問第36号及び諮問第37号について, 前回意見をいただいた箇所の修正又は補足説明を行い, 以下のとおり答申を得ました。

新浜住宅地区地区計画の決定 諮問第36号

事務局: 新浜住宅地区地区計画の決定について, 平成18年9月19日から10月3日まで縦覧を行い, 縦覧者は4名で意見書の提出はありませんでした。

会長: 前回の審議会で説明を受けておりますが, 更に質問, 意見がありますか。

(委員から質問, 意見なし。)

会長: それでは, 諮問案のとおり答申することについて異議がございませんか。

(委員から「異議なし。」の声あり。)

会長: 異議なしということで, 諮問第36号につきましては, 諮問案どお

り答申することに決定いたします。

公共下水道の変更 諮問第37号

事務局： 公共下水道の変更について，平成18年9月19日から10月3日まで縦覧を行い，縦覧者は2名で意見書の提出はありませんでした。

会 長： 前回の審議会で詳しく説明を受けておりますが，更に質問，意見がありますか。

（委員から質問，意見なし。）

会 長： それでは，諮問案のとおり答申することについて異議がございませんか。

（委員から「異議なし。」の声あり。）

会 長： 異議なしということで，諮問第37号につきましても諮問案どおり答申することに決定いたします。

(2) 説明事項

以下のとおり，概要の説明を行い，質疑を行いました。

南芦屋浜地区地区計画の変更について

委 員： 南芦屋浜の地区整備計画の土地利用の方針として地区整備計画があるけれども，実際にまだ地区整備計画がなされていない区域がある。

その区域が，だんだん少なくなってくるのに，当初想定していた土地利用の方針に添うところが出てきそうにないというのはどうなるのですか。

事務局： 土地利用が固まってきて，不都合といいますか，当初予定をしていた土地利用がそこまで望めなかったということで，将来的にはそれを改めるといようなこともあるでしょう。

委 員： 現状というのはわかるけれども，将来にわたってせつかくのまちづくりが崩れることなく，今のような形で担保されていくのか。

会 長： 本当にこのままで将来にわたって大丈夫か，きちんと将来のことを担保できるようにという点において，ある程度地区計画で押さえておくということも必要かと。これから先は合わせるといことだけではなく，そろそろ考えていただき，十分ご検討いただきたい。

事務局： 検討させていただきます。

以 上